

## 役員、幹事退任慰労金支給規程

### 第1章 総 則

第1条 この規程は、本会の会員である役員及び幹事が退任した場合に支給する退任慰労金の支給基準を定めるものとする。

第2条 会長、副会長、監事、理事及び幹事の役職にある者は、この規程の定めるところにより算出した退任慰労金の支給を受けることができる。

### 第2章 退任慰労金

第3条 退任慰労金は、在任期間が1年以上の者で次の各号に該当する者（死亡の場合にはその遺族）に対して支給する。

1. 任期を満了し当該役職を退任した者
2. 任期中に当該役職を退任した者
3. 在任中死亡した者

2 退任慰労金は、引続き第2条に定める役職にある場合又は他のいずれかの役職については、最後の役職を退任した時に一括して支給するものとする。

第4条 退任慰労金の額は、次の各号の役職に応じて定める金額に在任年数を乗じて得た額の合計額とする。

1. 会 長	300,000円
2. 副 会 長	200,000円
3. 監 事	100,000円
4. 常務理事	200,000円
5. 理 事	30,000円
6. 幹 事	150,000円

2 在任年数の計算は、役職についた日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。この場合において、6月以上1年未満はこれを1年とする。

第5条 退任役員のうち功績が顕著であった者に対しては、特別功労金を支給することができる。ただし、支給に当たっては、理事会の議決を得るものとする。

### 附 則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この規程は理事会の議決を経て改正することができる。
3. この規程は、平成13年2月18日一部改正施行する。
4. この規程は、平成18年6月10日一部改正施行する。